

目次

- 第1条(常任委員会の設置)
- 第2条(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管)
- 第3条(常任委員の任期)
- 第4条(議会運営委員会の設置)
- 第5条(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)
- 第6条(特別委員会の設置等)
- 第7条(委員の選任)
- 第8条(委員長及び副委員長)
- 第9条(委員長および副委員長がともにないときの互選)
- 第10条(委員長の職務権限)
- 第11条(委員長の職務代行)
- 第12条(委員長、副委員長の辞任)
- 第13条(委員の辞任)
- 第14条(招集)
- 第14条の2(開会方法の特例)
- 第15条(定足数)
- 第16条(表決)
- 第17条(委員長および委員の除斥)
- 第18条(傍聴の取扱)
- 第19条(秘密会)
- 第20条(出席説明の要求)
- 第21条(議事妨害および離席の禁止)
- 第22条(秩序保持に関する措置)
- 第23条(公聴会開催の手続)
- 第24条(意見を述べようとする者の申出)
- 第25条(公述人の決定)
- 第26条(公述人の発言)
- 第27条(委員と公述人の質疑)
- 第28条(代理人または文書による意見の陳述)
- 第29条(参考人)
- 第30条(記録)
- 第31条(会議規則との関係)

附則

(常任委員会の設置)

- 第1条 議会に常任委員会を置く。
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管)
- 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。
 - (1) 総務委員会 7人
 - 市長公室の所管に属する事項
 - 企画財政局の所管に属する事項
 - 総務局の所管に属する事項。ただし、支所における事務及び事業の執行に関する事項については、それぞれの事務及び事業を主管する局の属する委員会の所管とする。
 - 出納室の所管に属する事項
 - ボートレース事業局の所管に属する事項
 - 議会事務局の所管に属する事項
 - 選挙管理委員会の所管に属する事項
 - 監査事務局の所管に属する事項
 - 公平委員会の所管に属する事項
 - 他の委員会の所管に属しない事項
 - (2) 市民文教委員会 7人
 - 市民局の所管に属する事項
 - 教育委員会の所管に属する事項

- (3) 環境水道委員会 7人
環境リサイクル局の所管に属する事項
水道局の所管に属する事項
 - (4) 保健福祉委員会 8人
保健福祉局の所管に属する事項
市民病院の所管に属する事項
 - (5) 文化産業委員会 7人
文化産業局の所管に属する事項
農業委員会の所管に属する事項
 - (6) 建設消防委員会 7人
建設局の所管に属する事項
消防局の所管に属する事項
 - (7) 予算決算委員会 43人
予算及び決算に関する事項
- (常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、12人とする。
- 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。
(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。
(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の規定を準用する。
(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
(委員長および副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長および副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時および場所を決めて委員長の互選を行なわせる。

- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。
(委員長の職務権限)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

- 2 委員長および副委員長にともに事故があるときは年長の委員が委員長の職務を行なう。
(委員長、副委員長の辞任)

第12条 委員長および副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
(委員の辞任)

第13条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長が委員会を招集しなければならない。
(開会方法の特例)

第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)その他の感染症のまん延又は災害等により、委員が委員会の開会場所に参集するこ

とが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を利用して委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会に、オンラインによる方法により出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、オンラインによる方法を利用した委員会に関し必要な事項は、議長が別に定める。(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条(委員長および委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときはこの限りでない。(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。(委員長および委員の除斥)

第17条 委員長および委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または、自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつた時は、会議に出席して発言することができる。

- 2 第14条の2第2項の規定による届出をして委員会に出席した委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。(傍聴の取扱)

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

- 2 委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、委員長は、討論を用いないで委員会にはかつて決める。(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。(議事妨害および離席の禁止)

第21条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 委員は、会議中は、みだりに離席してはならない。(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、または退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、または中止することができる。(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所および意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者およびその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中にその案件に対して、賛成者および反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人または文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人または文書による意見の陳述)規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合において、同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。
- 3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、議決の日から適用する。

附 則(昭和44年2月8日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年6月18日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年3月23日条例第46号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年2月13日条例第3号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和46年3月規則第23号で、同年3月8日から施行)

附 則(昭和46年3月11日条例第31号)

この条例は、昭和46年3月11日から施行する。

附 則(昭和46年4月30日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月1日条例第73号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月25日条例第113号)

この条例は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則(昭和51年9月25日条例第57号)

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月20日条例第70号)

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月25日条例第29号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月15日条例第3号)

この条例は、倉敷市自動車運送事業の設置等に関する条例(昭和63年倉敷市条例第34号)の施行の日から施行する。

(平成元年2月規則第6号で、同年4月1日から施行)

附 則(平成元年3月28日条例第9号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年2月22日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成5年7月1日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に議会運営委員会の委員又は委員長若しくは副委員長である者は、この条例により指名又は互選されたものとみなす。

- 3 この条例施行の際、現に議会運営委員会の委員である者の任期は、改正後の倉敷市議会委員会条例第4条第3項により準用する第3条の規定にかかわらず、この条例施行の際、現に存在する常任委員の任期による。

附 則(平成7年2月7日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成7年3月27日条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月26日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成12年3月24日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成12年12月22日条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成13年2月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例中第2条の規定の施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成13年12月27日条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成14年12月27日条例第64号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成17年7月27日条例第170号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第186号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成18年12月28日条例第77号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月29日条例第36号)

この条例は、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例(平成19年倉敷市条例第34号)の施行の日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第51号)

この条例は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に委員会において審査及び調査中の事件は、改正後の倉敷市議会委員会条例の規定により、当該事件を所管する委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成24年12月25日条例第79号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する第109条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則(平成27年3月18日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第20条の規定は適用せず、改正前の第20条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月22日条例第30号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月20日条例第69号)

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日条例第21号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第26号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日条例第18号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の倉敷市議会委員会条例第2条第2項第7号の予算委員会の委員長、副委員長及び委員(以下「予算委員等」という。)に選任されている者は、この条例による改正後の倉敷市議会委員会条例第2条第2項第7号の予算決算委員会の委員長、副委員長及び委員(以下「予算決算委員等」という。)として選任されたものとし、予算決算委員等の任期は、予算委員等の残任期間に相当する期間とする。

附 則(令和4年2月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。